

令和5年度第6回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和5年9月26日（火）午後2時00分 太田教育長

閉会 令和5年9月26日（火）午後2時41分 太田教育長

2 開催場所

坂戸市役所401会議室

3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 太田 正久（教育長）

4 議事参与者

教育部長 浅野 保

教育部長 岡安 明久

次長兼スポーツ推進課長 仲島 昭靖

中央公民館長 清水 智則

教育総務課副課長 片野 恵理

学校教育課副課長 市川 宗典

書記 藤野 陽介

5 会議の概要

【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

（署名 9.26 教育長、蓼沼委員、藤野書記）

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、松井委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）教育長報告をいたします。私から報告を申し上げます。

8月9日、坂戸市レクリエーションスポーツ協会夏季研修会に出席しました。女子栄養大学の鞠子先生を講師に迎え研修を行いました。22日、第45回校長懇話会に小川委員、松井委員も御参加いただき、退職校長会と市内の現職校長とお話をさせていただきました。坂戸市が取り組んでいる教育の現状をお話しし、その後、各中学校区に別れて集まり、意見交換を行いました。同日、第2回坂戸市立小・中学校学区審議会に出席しまし

た。八幡一丁目の学区について審議を行いました。23日、児童生徒理解研修会に参加しました。不登校についてのテーマで研修を行いました。24日には外国語教育研修会に参加して参りました。小中学校の英語担当教諭とALTが参加し、小中一貫の指導マニュアルを作成しました。25日、坂戸市無形民俗文化財保存団体協議会役員会に市長とともに出席しました。坂戸のまつりについての意見交換がなされました。9月2日、坂戸市防災訓練が勝呂小学校で開催されました。教員も訓練に参加しておりました。同日、舞台みんなの家「ひまわりの家」を見学しました。地域の方が演じる劇であり、児童養護施設を題材としている演劇でした。3日に坂戸高校文化祭、9日に山村国際高校文化祭を見学して参りました。また、16日と24日には、市内の小学校の運動会を教育委員さんと一緒に見学しました。児童が生き生きしているのを感じました。20日、城西大学秋季学位記授与式並びに入学式、二十三号館竣工式に出席しました。二十三号館は、素晴らしい施設でありました。以上この間の報告でございます。

教育長 質問等がありましたら、お願いします。

松井委員 児童理解研修会や外国語教育研修会など、教員のための研修会を開催することはとても良いことだと思います。

教育長 ほかに各部課長から報告事項がありましたらお願いします。
(なし)

教育長 ほかにないようですので、以上で報告事項を終わります。

【日程第4 議 事】

議案第21号及び議案第22号は、人事に関する案件であるため、非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

◎議案第21号 坂戸市立小・中学校学校医の辞職について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第22号 坂戸市立小・中学校学校医の委嘱について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長 議案第23号、「令和6年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育課副課長 議案第23号、令和6年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について、埼玉県教育委員会の人事異動方針を尊重するとと

もに、関係機関との協力により適正な人事を行うため、この案を提出する
ものであります。

補足説明を申し上げます。「令和6年度当初坂戸市立小・中学校教職員
人事異動の方針（案）」を御覧ください。令和6年度当初における坂戸市
立小・中学校教職員の人事異動方針につきましては、埼玉県教育委員会に
よる「令和6年度当初教職員人事異動方針」に基づき、「学び合い交流す
るまちづくり」を基本とした「坂戸市教育振興基本計画」を踏まえ、学校
教育に対する市民の期待に応えるため、次の8点を基本方針といたしました。
1点目は、学校教育の活性化を図るため、適材適所に人材を配置する
ことを基本に人事異動を行います。2点目は教職員の人材育成・資質向上
のための人事異動を推進いたします。3点目は、学校間における教職員の
年齢構成や経験年数の不均衡を是正するため、広範囲での人事交流に努め
ます。4点目は、本市の教育水準の向上のために、計画的な人事異動を実
施いたします。5点目は、学校間の教職員組織の均衡等を勘案して新採用
教職員の適切な配置に努めます。6点目は、役職定年後の教職員及び再任
用教職員の豊かな経験を生かすため、適切な配置に努めます。7点目は、
女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、適切な配置に努めます。そし
て、8点目といたしまして、障害のある教職員の個々の障害の状況、能力、
適性等を考慮し、適切な配置に努めます。というものでございます。続き
まして、「2 転任・転補」についてです。現在市内の小・中学校に勤務し
ております教職員が、本市以外の市町村に異動する「転任」と、市内での
異動となる「転補」につきましては、基本方針をもとに異動を行います。
詳細は細部事項のところで御説明いたします。「3 登用」につきまして、
管理職について、幅広い人事交流の視点で行うこと、女性教職員や若手教
職員の管理職への積極的な登用に努めるといたします。

続きまして、「令和6年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動方針
細部事項（案）」を御覧ください。「1 退職について」でございます。今
年度末で満45歳を超え、且つ勤続20年を超える者が定年退職前に早期
に退職する、いわゆる勧奨退職に関しまして、学校職員勧奨退職取扱要綱
第2の「教育長が定める期日」につきましては、令和5年12月8日とい
たします。次に、「2 転任・転補について」の教職員の異動につきまして
は、（3）にある者を除き、原則として、同一校在職3年以上の者が異
動の対象者となります。また、次のページの（10）にございますが、新
採用の教員、事務職員及び学校栄養職員につきましては、積極的に多様な
経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に、原則として他
の市町村への異動を行います。なお、新採用の教職員の異動については、
新採用の教職員を一律に6年間同一校に在職させるというわけではなく、

採用後3年目以降積極的に人事異動を行ってまいります。その下、(11)にございますように、学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校在職10年以内に異動を行うこととしており、特に、同一校在職7年以上の者につきましては、特段の理由がない限り積極的に異動を行うことといたします。なお、(19)(20)にございますように、教職員の心身の状況や家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行います。「3採用等について」につきましては、(6)に記載されております、「再任用」を希望する教職員が一定数おりますことから、新採用や臨時的任用教職員の配置等、長期的な展望にたつて、年度当初の人事を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございますが、この「令和6年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針」及び「細部事項」につきましては、本日御審議をいただきました後、9月28日の臨時校長会にて各小・中学校長に周知し、10月2日に、それぞれの学校で教職員に通知していただく予定でございます。説明は以上です。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

小川教育長職務代理者 昨年から大きく変更されたところはありますか。

学校教育課副課長 「令和6年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針(案)」の基本方針(6)に役職定年後の教職員が追加されました。また、(7)の女性職員の異動について、適性等を考慮し、適切な配置に努めると文章が変更となりました。

小川教育長職務代理者 新採用の教員については、6年以内に異動を行うとしているが、過去は5年以内であったと認識しているが、いつから6年以内となったのですか。

学校教育課副課長 昨年度から6年以内と変更されています。

小川教育長職務代理者 定年が61歳としているのは、定年延長の関係ですか。

学校教育課副課長 定年を65歳とする定年延長の関係でございます。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第23号、「令和6年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第24号、「坂戸市立小・中学校県費負担教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課副課長 議案第24号、坂戸市立小・中学校県費負担教職員の自家用

自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する告示の制定について、公務に使用する自家用自動車登録申請書（兼変更届出書）の添付書類である自動車検査証の写しについて、電子化された自動車検査証にあつては、自動車検査証記録事項の写しとするため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明いたします。道路運送車両法の一部改正に伴い、令和5年1月より自動車検査証が電子化されました。この電子化された車検証の券面では、車検の有効期間や所有者を確認することが出来ないため、券面にありますQRコードを読み取り、「自動車検査証記録事項」として必要な情報を読み取ることとなります。このことを踏まえ「県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」が一部改正されました。具体的には、先ほど説明いたしましたQRコードを読み取って得られる「自動車検査証記録事項」を、従来の紙の自動車検査証に代えることができるようになりました。今回、坂戸市におきましても県立学校の一部改正に準じて、一部改正をするものです。説明は以上です。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第24号、「坂戸市立小・中学校県費負担教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

【日程第5 その他】

教育長 ほかに御意見などございましたら、お願いします。

（なし）

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和5年度第6回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和5年度第6回坂戸市教育委員会会議閉会>